

東村山市公共施設等再生基金条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成24年11月29日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市公共施設等再生基金条例

東村山市公共施設等再生基金条例を別紙のとおり制定することに議決を得たい。

説明 市が所有する建築物、道路、橋りょう等の施設の老朽化に伴う更新、改修その他の再生整備に要する資金を積み立てる基金を創設するため、本案を提出するものであります。

東村山市公共施設等再生基金条例

(設置)

第1条 東村山市が所有する建築物、道路、橋りょう等の施設の老朽化に伴う更新、改修その他の再生整備に要する資金（以下「公共施設等再生資金」という。）に充てるため、東村山市公共施設等再生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、公共施設等再生資金に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年3月29日から施行する。